

# 原典による南京事件の解明

南京事件検証会

前会長

南京事件の真実を検証する会

監事

富澤繁信

原典による南京事件の解明  
—日本語版—

目 次

序文

第一章 南京事件の舞台。

1. 一般的見方
2. 南京事件の実像
3. 入城した日本兵が体験したもの  
“死の静寂”が支配した街
4. 入城した日本兵の証言

第二章 原初的南京事件

1. 敗残兵の掃討
2. 南京入城後の日本兵の動き
3. 安全地帯の中で日本兵が市民に対して行ったとされる不法行為
4. 結論

第三章 安全地帯、国際委員会、南京事件の消滅

附録 原著に表れた人口数の記事

引用文献目録

## 序 文

1937年、日中戦争が始まったが、その年の十二月日本軍が南京を占領するやいなや、日本軍兵士達は南京市民に襲いかかり、戦争には関係のない市民たちに強姦、殺害などの悪事を働き、殺害された人は捕虜の処刑を含めて、20～30万人に及んだとされている。

これが世に言う「南京事件」であるが、この見解は『戦争とは何か』(\*1)という本や、東京裁判(\*2)の判決をそのまま受け取ったために起こったものと思われる。

『戦争とは何か』という本は日中戦争に中国軍が上海で敗北を喫して上海を退去し、更に南京でも惨敗したので戦時宣伝に力を注ぐようになって、中国側がつくった宣伝文書であった。すなわち中国国民党の中央宣伝部は一見公平な第三者を装ったマンチェスターガーディアン紙の記者ティンパーリに委嘱してこのプロパガンダ文書をつくらせたのである。良心的、第三者的な記述の陰に日本軍の戦争が侵略戦争であり、且つその悪逆ぶりの戦闘の仕方を世界にアピールしたのである(\*3)。

大東亜戦争が終わると、アメリカ軍占領軍がまず第一に手がけたことは、日本の完全な物心両面における無力化であった。物質的には日本の軍事的な戦闘能力を奪い、精神的にはWAR GUILT INFORMATION PROGRAMによって、日本の行った戦争が侵略戦争であり、またその戦闘行為が残酷であったことを力説した。そして日中戦争でこのことが端的に表れたのが南京事件であるとして、軍民合わせて20万人の虐殺説を強調したのである。以後これが世界を代表する日中戦争の見方となり、「南京事件」説が定着したのである。

筆者は約10年前、当時日本で手に入れることのできる「南京事件」に関する第一次資料を精査して、その中から「南京事件」に関係あるデータを可能な限り収集して(約6000個)、これをデータベース化してPCに入力し、これを縦横に分析して、南京事件の実像を求め、その結果を『南京事件の核心』として2003年に展転社から出版した。筆者はこれが南京事件の真実の姿、その核心ではないかとおもっている。

本論文はそのエッセンスを、簡潔な形で、原典を固定観念を捨てて、読むならばこういうことを言っているのだと言うことを、原典に沿って示したものである。是非とも海外の人に読んでいただきたく、英文を以て叙述した。

\*1：ティンパーリ 1938.

\*2：極東国際軍事裁判、略して東京裁判とも言われた(1946.5月開廷、1948.11月判決)。日中戦争に引き続いて日本は第二次世界大戦を米国その他の連合軍と戦ったが(一九四一)、一九四六、九月降伏した。戦後この裁判で日本の戦争そのもの並びに戦争に伴う不法行為が批判された。

\*3：北村稔 2001及び東中野修道 2006

## 第一章 南京事件の舞台

### 1. 南京事件の一般の見方

東京裁判では南京事件を「南京暴虐事件」（英語では **Rape of Nanking**）と呼んで判決を下し、序文で示した如く日本軍が南京占領後南京全市で犯した犯罪として糾弾している。今少し詳しくその判決を見てみよう。判決ではつぎのようにいっている。

（判決 第八章）南京暴虐事件

中国軍は、この市を防衛するために、約五万の兵を残して撤退した。一九三七年十二月十二日の夜に、日本軍が南門に殺到するに至って、残留軍五万の大部分は、市の北門と西門から退却した。中国兵のほとんど全部は、市を撤退するか、武器と軍服を棄てて国際安全地帯に避難したので、一九三七年十二月十三日の朝、日本軍が市にはいったときには、抵抗は一切なくなっていた。日本兵は市内に群がってさまざまな残虐行為を犯した。目撃者の一人によると、日本兵は同市を荒らし汚すために、まるで野蛮人の一団のように放たれたのであった。……兵隊は個々に、または二、三人の小さい集団で、全市内を歩き回り、殺人・強姦・略奪・放火を行った。そこには、なんの規律もなかった。多くの兵は酔っていた。……兵は街を歩き周り、中国人の男女子供を無差別に殺し……遂には所によって大通りや裏通りに被害者の死体が散乱したほどであった（\*1）。

\*1：速記録（日本語版）p 768

『戦争とは何か』ではマイナー・シール・ベイツは冒頭17頁において、ある外国人という名目で、日本軍入城直後の模様を次のように述べているのである。これは筆者がベイツレポートと呼んで、筆者が同書の基調報告と考えているものであるが、さらにこれは12月15日南京を去った外国人記者達に南京の実情を示すものとして、ベイツから手渡され、その後の南京事件報道の基調となったものである。

しかし二日もすると、度重なる殺人、大規模で半ば計画的な略奪、婦女子への暴行を含む民家に対する統率を欠いた侵害行為などによって、事態の見通しは暗くなってしまいました。市内を歩き回った外国人は、通りには多くの一般市民の死体があったと報告しています。南京市中心部では昨日は一区画ごとにほぼ一体の死体が数えられました。死亡した一般市民の相当数は、日本軍が市内に入城した十三日の午後から夕方にかけて射殺されたか銃剣で刺されたものでした。恐怖にかられたり興奮したりして走り回った者や、通りや裏道で夕方過ぎに巡察隊につかまった者は誰でも、即座に殺されたようです。……このことは、安全地帯でも他の場所と同様に行なわれていました。多くの事例が外国人や立派な中国人によりはっきりと目撃されています。

そしてこの後、略奪と強姦についても、同様なことが述べられている（\*1）。

\* 1 : ティンパーリ、17 p

またこの文章は匿名で紹介されているが、それがベイツのものであり、且つ南京を離れようとする記者たちに手渡され、その後の南京報道に利用されたことについては筆者の『南京事件の核心』158頁以下に詳しい。

一般に「南京事件」は以上のように理解されている。すなわち日本軍の大軍が南京城内に乱入し、至る所で虐殺、乱暴を行った、と。

## 2 南京事件の実像

しかるに、驚くべき事に、この同じベイツが東京裁判の証人として法廷にたったとき、その冒頭陳述でこれと全く矛盾する次のようなことを証言しているのである（1946.7.29）。

サトン検察官が次のようにベイツに質問すると

この委員会（筆者注南京安全地帯国際委員会）は時々必要に応じ報告を致しましたか。

ベイツは次の様に答えた。

結局然し委員会の任務は非常に予期したものと違うようになりました。何となれば日本軍の南京攻撃は非常に敏速であり、占領も迅速でありましたが、占領後いろいろなごたごたが起こったのであります。民間人に対する待遇は非常に悪かったので、同委員長及び書記長は毎日定期的に折衝し、日本官吏に会見し、その内民間人に対して加えられた安全地帯の中で起こった非常な被害に関する毎日の報告を作成するようになりました。数週間間に、数百の事件に関してまたこの事件の多くは多数の民間人を含む事件であります、こういう事件が文書あるいは口頭で日本の官吏に伝えられたのであります。\*1

\*1 速記録日本語版36号4p。ただしアンダーラインの部分は英文速記録にはあるが（p2626）、日本語版には欠落している。

アンダーラインで示したように、ベイツ自身が東京裁判という公式な場面で、南京の事件が安全地帯の中の事件であることを認めて証言しているのである。（そしてこれらの事件が後日『南京安全地帯の記録』\*という本に纏められているのである。）

\* 文献目録の“安全記録”参照

さらにベイツは、南京における日本軍の暴虐、虐殺を述べた前述の『戦争とは何か』の中で『南京安全地帯の記録』の事件をその証拠として引用したところで、次のようにはっきりと言っているのである（\*1）。

\*1 : ティンパーリ、173 p

次のことは注目されなければならない、即ちこのようにして報告された事件は南京安全地帯だけを包含しているのもであって、南京のその他のところは一月末まで事実上無人地帯であって、その全期間の大部分外国人の観察者はいなかったのである。

すなわち、安全地帯以外の所では、住民もいなければ、外国人もおらず、事件など起こりようもなく、記録されようもないと言っているのである。

### 3 南京に入城した日本軍兵士の見た南京の実像—死の静寂の支配していた南京

南京に入城した日本軍兵士が体験したものは南京の実像「死の静寂」の支配している街であった。これは次のような要因の複合として説明できる。

- ① 東京裁判の判決が示しているように、日本軍が入城する前に、中国側の南京防衛軍は南京を捨てて逃げ去り、逃げ遅れた兵士が南京安全地帯に潜伏し、一般市民の間に隠れていて、日本軍兵士は南京の街路上に敵兵の姿を見ず、市街戦も起こらなかった。
- ② 日本軍が南京に近づくにつれて、南京市民は戦禍を懼れて南京から疎開した。ドイツ人ラーベはその日記に家財を満載した荷車が昼も夜も下関から揚子江、漢口に向かい南京から避難してゆくのを描いている（\*1）。100万あった南京の人口は20万ほどに減少していた。

\* 1 : 『ラーベ』 p 48, 49

南京に残留していたアメリカ人を中心とする外国人達は「南京安全地帯国際委員会」を組織して、安全地帯という日中両軍に中立な地帯と彼らが宣言した所をもうけ、残留した二十万の南京市民をそこに収容し、予想される両軍の市街戦に伴う災厄から彼らを守ろうとした。委員会の主要なメンバーはアメリカ人で、委員長はドイツ人ジョン・ラーベであった。ジョージ・フィッチは『戦争とは何か』で次の様に述べている。

私たち南京安全地帯国際委員会は、百万の南京市民のうち市内にとどまった20万が事態切迫の際に避難できる場所として、兵士や軍事機関など一切置かず、爆撃も砲撃もされない市内地域を承認してくれるよう、中国軍・日本軍双方と交渉してきました（\*1）。

\* 1 : ティンパーリ、23 p

このようにして安全地帯は設立され、憲兵と警察が一軒一軒安全地帯に移るように住民に勧告して回り、南京防衛軍司令官も12月8日に布告を出して、「非戦闘員の安全地帯への集結を求めた」ので住民も安全地帯へ転居するようになった（\*2）。

\* 2 : 12. 8 ダーディン特電南京発 ニューヨーク。タイムズ

かくて「安全地帯国際委員会」も次のように言うことができるようになった。

言い換えると、貴国部隊が本市に入城した十三日、私どもは市民の略々全員を安全地帯



#### 4 入城した日本兵の証言。

それでは入城した兵士達の感想を聞いてみよう。

前図で分かる通り街の中心に安全地帯があり、そこに人口が集中し7 i がこれを担当した。他の部隊の担当は無人地帯であったのである。

入城した日本軍兵士が見たものは、経験した事もない不思議な静寂の支配する死の街であった。本論文の眼目の一であるので、やや詳しく述べる。

○城の北部を担当した16師団は城外及び下関〈波戸場〉の敵兵掃討に十三日は過ぎ、入城したのは十四日であるが、中島16師団長は城内にはほとんど敵兵を見ずと日記に記し(\*1)、

○佐々木30旅団長は住民は一人も顔を見せない。痩せ犬だけがいると私記に記している(\*2)。

○33 i 通信班長平井氏、羽田一等兵も残敵に遭遇せず、死体も見ず静かなものだったと証言している(\*3)。

○東門〈中山門〉から入城し東北部を担当した16師団第19旅団の主力は十三日夕方進入。実際の掃討は十四日であったが、敗残兵は殆ど見かけず住民も見なかったと参戦者は証言している(\*4)。

○東南部を担当したのは9師団であるが、其の多くは飛行場や公園のある無人地帯や城外に留まり、市街地まで侵入したのは19聯隊第4中隊であるが、土屋中隊長は「市街に深く進入すればするほど、まさに死の街という感じを深くした。勇敢な部下も一瞬たじろぎ、いつのまにか私を中隊の先頭にたたせていた」と証言し、また戦史は19聯隊、36聯隊は十三日城内侵入後は戦闘行為はなく、捕虜も捕えなかったと記す(\*5)。

南部を担当し中華門から入城した6師団の兵士も敵兵はもとより住民の姿も見なかったという(\*6)。山崎第10軍(6D114Dなどの総称)の参謀は商店は「同人帰里、暫停営業」の張り紙をして閉ざされ、住民は一人もなしと日記に記している(\*7)。

以上、各方面から城内に進入した将兵の体験を述べたが、それらを総括する意味で、わたしが直接聞くことのできた南京戦参加者犬飼総一郎氏の証言を記しておきたい。

氏は19旅団の通信班長であった。旅団は東門(中山門)制圧後、先遣隊として20 i 4中を城内深く進入せしめた。これは松井司令長官の方針〈厳正な選抜部隊だけを入城せしめよ〉に沿ったためである。第4中隊は十三時四十分東門を出発したが、その後一向に連絡がない。案じた旅団長は氏に探索を命じた。通信兵は馬を持っているが、氏は自分の馬を乗り潰していたので、旅団長の副馬を借りた、京都競馬で優勝したことのあるサラブレッドである。氏はこの駿馬にのって東門から市の中心中央ロータリーまで直線コース8キロをギャロップ〈全速力〉した。敵兵の狙撃に備えたのである。しかるに行けども人



影は見え、猫の子一匹通らない。氏は安心して速度を普通の駆け足にしロータリーに着いた。見回せば周囲は平穏で銃声もない。氏は友軍は安全と判断し帰路につき報告した（\*8）。氏は当時弱冠20歳であった。

この話は我々に、イ.日本軍は司令長官の命令を尊重し秩序正しく入城したのであって、全軍が無秩序に乱入したのではないこと、ロ、その兵が何事もなく行って帰れるほど市内は静穏であったこと、を教えてくれる。

これらの日本軍将兵の体験は東京裁判の判決や大虐殺派の所説、例えば中国が編纂した「証言。南京大虐殺」本文初頭に主張する「日本軍は入城するや、人と見れば殺し、女と見れば犯し」とは全く異なるものである（\*9）。

\*1：戦史資1、p219。 \*2：戦史資1、p274。 \*3：戦史、p160

\*4：戦史、p166、167、戦史資1、p415、\*5：戦史、p179、\*6：戦史、p222

\*7：戦史資1、p292、 \*8：犬飼氏自筆の手記が筆者の手元にある。

\*9：『証言・南京大虐殺』p14、15

## 第二章 原初の南京事件

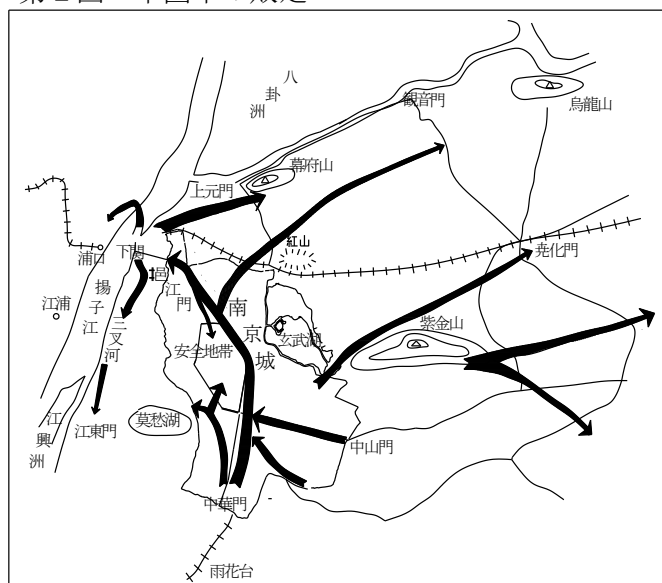
我々は「南京事件」の舞台が南京ではなく、南京安全地帯であることを明らかにしてきた。

それではこの舞台の上で何が演じられたのであろうか。それは①敗残兵の掃討と②市民に対する不法行為であった。まず敗残兵の掃討について述べよう。

### 1. 敗残兵の掃討

日本軍が入城する前に、南京を防衛する中国兵は南京から退却し、いろいろな方向へ逃げていったことを述べた。それを図示すると図2のようになる。

第2図 中国軍の敗走



逃走方向は

- ①南京城の西側と揚子江の間を南下 ② 南京城の東北と揚子江の間を東へ。
- ③南京城の東を逃走。④城内の安全地帯に紛れ込む。

南京に入城した日本軍はこのように四面皆敵であった。これらを軍事的に処置しなければ日本軍は安心できなかった。

- ・①の敵はその方面を担当した第六師団と遭遇し、師団は激戦の末これを始末した。
- ・②と③の敵は第十六師団が担当した。

・安全地帯担当の部隊は④の敗残兵を軍事的に掃討したのである。この間の事情が『南京安全地帯の記録』によく現れている。

まず国際委員会は安全地帯に紛れ込んだ敗残兵を、つぎのように処置し日本軍に温情ある処置を頼んだ。

そこで私どもはこれらの兵士全員を武装解除し、安全地帯内の建物に收容しました。これらの人々が、現在望んでいる平穏な市民生活に戻れるよう、貴軍の慈悲深い許可をお願いする次第です（\*1）。

\*1：安全記録、p 2

次いで日本軍に文書で彼らを適法な戦時捕虜として扱うよう依頼した。

第4号文書、福田氏への手紙 十二月十五日にそのことが書かれている。

南京安全地帯国際委員会は武器を投げ捨てた兵士達の問題で大変困っておりま  
す。・・・・・・国際委員会は武装解除された兵士達を一般市民から分離しておくことが  
できませんでした、とりわけ兵士達の中には軍服を脱ぎ捨てた者がいたからです。

国際委員会は兵士と確認された者達を法的資格を満たした戦争捕虜であると完全に認める  
ものです。しかしそれらの武装解除された兵士達の取り扱いにおいて、国際委員会は日本  
軍が市民を巻き添えにすることなきよう最善の注意を払われるよう希望いたします。更に  
国際委員会は日本軍が捕虜に関して認められている戦争法規に従いまた人道上の理由から寛  
大な処置をこれらの元兵士に取られるよう希望いたします（\*2）。

\*2：安全記録、p 4～5

これに対する日本軍の回答はきわめて率直にして明快であった。（これは前掲の『安全記録』  
p 2の要望に対する回答でもあった。）

1. 中国人兵士を捕まえるため市内捜索がなされるべきである。

4 武装解除された中国人兵士を取り扱うにあたっての日本軍の人的態度を信頼されよ（\*  
3）

\* 3 : 安全記録、 p 6

すなわち、見も知らぬ、接触もない敵兵は敗残兵として、南京市内の他の敗残兵と同様な扱いをすると返答したのである。

以後国際委員会は安全地帯に潜入した敗残兵に対して格別に言及することはなかった。

このようにして日本軍は安全地帯の中の敗残兵を掃討したのである。この掃討は、十二月十四、十五、十六の三日間将校指揮のもとに整然と行われ、約六千五百人を検挙し、処刑したと言われる (\* 4)。

\* 4、戦史資 1、p 334、第七連隊長日記

## 2、 南京入城後の日本兵の動き

これから、日本兵の市民に対する不法行為について述べるのであるが、その前に、南京入城後の日本兵の動きを纏めておきたい。

松井大将は作戦の任務を完遂して役目を果たした軍隊が南京に駐留することを許さず、次の作戦に転出することを求めたので、任務を果たした部隊はどんどん南京を去り新しい任務に向かった。

①中華門を制圧した城壁の西側を南下してきた中国敗残兵を処置した第六師団は十六日頃より二十日過ぎにかけて蕪湖 方面に転進した。

②114 師団は中華門の制圧を第六師団とともに行ったが、その後特別な南京警備の任務がなく、入城後すぐ杭州へ転進していった。

③東南部の光華門などから入城し、一部 は安全地帯を警備した第九師団も十二月二十四日頃東方の蘇州方面に転進していった。

④城の東北方面及び東方の 敗残兵を処置した第十六師団のうち、第十九旅団の主力は南京には帰らず、そのまま東方へ転進していった。

⑤かくして 第十六師団の第三十旅団だけが南京に残り、南京を警備することとなった。その内第三十三聯隊は第三大隊を南京から離れた南方の江寧鎮の守備に向けたので南京を去り、第一第二大隊約二千名が南京の南部を警備し、第三十八聯隊は主力約 2 千人が南京の北部を警備することとなり、その内の 1 部 (千人位か)、が従来の第七聯隊に代わって安全地帯の警備に当たることとなった。

すなわち、総勢十万近くの軍隊が南京攻略に当たったのであるが、十二月二十四日以降はわずか四千人が南京を守備することとなったのである。そしてこの第三十旅団も一月二十日頃第十二、二十二聯隊 (天谷支隊) と南京警備を交代した。

⑥安全地帯の警備は当初第七聯隊の第一（790人）、第二大隊（812人）の担当であったが（十二月十三日は夜視察だけ、十四日は敗残兵掃討、夕刻安全地帯の外の宿舎に帰る。十五日より安全地帯に宿営、警備、）二十四日に第三十八聯隊の約千人と交代、一月二十日頃から天谷支隊が警備し、この天谷支隊は安全地帯解消を強力に推し進めた。

### 3、 安全地帯の中で日本兵が市民に対して行ったとされる不法行為

筆者はこの事を述べるに当たって、『南京安全地帯の記録』に番号を付して掲載された事例をもとにして論述を進めたいと思う。南京事件の事例はこのほかに『南京の真実』1997年講談社刊、(ラーベの日記と通称する)、『南京事件の日々』1999年大月書店刊、(ヴォートリンの日記と通称する)、ティンパーリー編『戦争とは何か』1938年ゴランツ社刊、『南京事件資料集1 アメリカ関係資料編』の中の南京残留外国人の記述したもの（いわば日本版、EYEWITNESSES TO MASSACRE）などが利用できるが、重複をかまわず集計すると、これらの文献に現れた南京事件の事例は1038個であり、その内、『南京安全地帯の記録』に現れるものは517件で、ほぼ半数を占めるし、他の文献に現れるものは多くこれと重複し、大同小異であり、且つ『戦争とは何か』は記述の根拠として「南京安全地帯の記録」の事件から二百あまりの事例を借用しており、その引用に当たって次のように言っているのである。

次の日本当局に提出されたものから選ばれた事件は一月十四日から二月九日までの間のもので、日本軍の南京占領の最初の二箇月の物語りを完全にするものである（\*1）。

\* 1：『ティンパーリ』7p198

すなわち『南京安全地帯の記録』の事例で日本軍の南京占領の物語りが完結しているといっているのである。

『南京安全地帯の記録』は第一篇と第二篇に分かれていて、通し番号で444番までであるが、同じ番号の中に数個の事件を含んでいるものもあるので、事件番号よりも事件の数が多く、517件となる。

#### ①事件の種類別件数

殺人	強姦	拉致	傷害	略奪	放火	侵入	その他	件数計
26	175	43	39	131	5	24	74	517

後年の南京事件の叙述と異なり、殺人は少なく強姦、略奪が多い。

②所謂「南京事件」は実は南京安全地帯の事件なのである。表2-1、2-2がこれを証明している。

表 2-1 (十二月十三日～一月二十二日)、この期間では事件の発生は安全地帯に集中している。これが当時の南京事件の本質を示す数字である。

表 2-1 (十二月十三日～一月二十二日)

安全地帯	安全地帯外	件数計
239	23	262

しかし、一月二十三日～二月七日は、この様相は一変してつぎの様になる。

表 2-2 (一月二十三日～二月七日)

安全地帯	安全地帯外	件数計
61	194	255

すなわち、安全地帯以外の所での事件のほうが多くなるのである。これは次のような事情によるのである。

第二章の 2、の⑤と⑥で述べた如く、1月下旬から南京を警備することとなった天谷支隊は強力に安全地帯解消作戦を進めようとした。国際委員会はこれに猛反発し、これを阻止するために、日本軍が薦める住民の安全地帯外の元の住居は、地獄のような所であり、日本兵が帰還住民を待ち構えて強姦、略奪を行うとしてその事例を集めることに狂奔し、住民に示して、その元の住居への帰還を阻止しようとしたからである。この為、安全地帯以外の所での事例が急増したのであるが、日本兵は軍の安全地帯解消作戦を阻害するこのような行動を取るはずがなく、これらの事例は国際委員会が住民から強要したもので実体の伴わないものであった。『戦争とは何か』には多くの『南京安全地帯の記録』の事例が論述の証拠として引用されているがこの期間の事例については、真実性に欠けるところがあるとして大幅に引用を差し控えているのである。(表に示した如くこの期間の事例総数は 255 件であるが、この期間の事件として『戦争とは何か』附録 C に登録されたものは僅かに 21 件であった)。

住民もこの頃にはすでに安全地帯ひいては南京の行政上の実力は日本軍に移っていることに気がついており、次第に国際委員会に協力しなくなり、ついに日本兵非行の事例の提供もしなくなって、ここに南京事件は終局することとなるのである。

さらに 517 件の事例は以下に示すとおり殆どが杜撰なものであった。

③表3 事件の発生時

日付不確定	夜	小計	日中	件数計
17	107	124	393	517

期間を通じて兵士達は夜間の外出は厳禁されていた。従ってすべての夜の事件、また日時の確定していない事件は日本兵の行ったものとは言い難い。

④表4 事件の記録者

匿名記事	署名記事	件数計
252	265	517

期間を通じて、多くの事例は記録者の名前が記されておらず、委員会の人によって認証されていない。

⑤目撃された事例

目撃事件	非目撃事件	件数計
30	487	517

国際委員会の委員及びこれに準ずる人によって目撃された事件は少ない。

殺人事件においては、目撃された事件はわずかに1件で、それも合法的な処刑であった。(185号事例)

⑥被害者名の記載

名の記載無	記載あり	件数計
202	81	283

殺人、強姦、拉致、傷害の人的事件283事例では被害者名の記載のないものが多い。

⑦事件の場所

場所不確定	場所不明瞭	場所確定	件数計
36	75	123	234

略奪、放火、侵入、その他の物的事件234件では、事件の場所の記載のないものが多い。(以上の表は端書きで述べたデータベースから簡単にできる。)

物的証拠の必要な被害については“文書”の指摘も慎重である。

殺人には死体という物的証拠が必要である。日本側に兵士の殺人を告発しても、証拠となる死体の存在の有無を問われたら、その用意が無ければならない。従って委員会の殺人に関する指摘は慎重にならざるをえなかった。放火も物理的に火の手が上がるし、焼け跡が残らなければならない。傷害にも傷跡と言う証拠が必要である。故に『安全地帯の記録』の挙げる殺人事件は僅かに 26 件であり、放火は只の 4 件、傷害は 39 件で、証拠の要らない強姦 175 件、略奪 131 件と著しい対照をなしている。東京裁判では、之が逆転して殺人は 20 万人余、強姦は 2 万人となっている。当時現場の南京にいた人々を納得させるには、れっきとした証拠が必要であるのに対し、十年近く経過した後では（偽）証人の証言だけでも証拠となるからである。

『南京安全地帯の記録』という文書は事件の発生時に書かれており、歴史の研究においては一次資料と考えられている。そこには放火に関する記事はこの様に僅かであるが、東京裁判ではこれが全市の 3 分の 1 が日本軍によって焼失されたと肥大化されている。このような告発は、告発者と同じ場所に同じ時に住んでいた人にたいしては、物的証拠なしにはなしえないのである。

強姦、略奪については、物理的な挙証はならず、反証も困難であり、本人の申告に頼らざるをえない。このような事件では、噂話のようなものでも、検証する事無しに、日本側に提出できたであろう。

#### 4、 結論

この『南京安全地帯の記録』という文書は当時のいわば公式記録であり、そこに記載された日本軍兵士の悪行とされるものは、之が全てと行ってよく、当時の南京城内の状況から見て安全地帯国際委員会に報告されない之以外の事件はないものと思われる。しかもこの記録の内容を分析すれば、これらすべてを、日本軍兵士の所行とされる根拠はなく、むしろ日本軍兵士の所行とされるべきものは、少ないというのが、我々の結論である。

しかもこの文書の事件の伝えるところをそのまま認容しても、それは決して後年の大虐殺説の伝えるごとき非難は間違っていることを証明するのである。

イ.南京軍民の 20 万（\* 1）、30 万人（\* 2）の虐殺（本論文の附録に示す如く、当初 20 万の人口がすこしも減少していない事がその 反証である。）

ロ. 2 万人の強姦や（\* 3）

ハ. 人と見れば殺し、女と見れば犯し（\* 4）、一晩 1000 人の女を犯し（\* 5）（警備の日本兵は 1600 人にすぎなかったことがその反証）

ニ. 街の 3 分の 1 を焼失、破壊せしめ（\* 6）（火事の記録は夜が殆ど。南京へ帰還した人の住居はちゃんとあった）

ホ. 難民から根こそぎ奪う（当時、日本人の方が 1 人あたり国民所得ははるかに多かった

ので南京住民の持ち物で日本兵の欲しいものは殆どなかった)(\*7)  
等々は皆虚説である。

へ、またここでは市民にたいする暴行だけが取り上げられており、後年の如く、軍民合わせての不法行為を問題にしているのではないことも、注目される。

\*1: 速記録 (日本語版) p 7 6 8

\*2: 南京の虐殺記念館の壁にかかっている。

\*3: ティンパーリ p61。速記録 (日本語版) p 7 6 8

\*4: 「証言・南京大虐殺 戦争とは何か」p 1 4

\*5 「南京事件資料集1 「アメリカ関係資料編」 p 2 4 2 エスピー、p 2 5 6 マッカラム

\*6: 速記録 (日本語版) p 7 6 8

\*7: 当時の一人あたり国民所得については、丹羽春喜 p 6 5

この原始的文書が伝える事件を筆者は「原初的南京事件」と名づけたが、後になってこれがティンパーリの『戦争とは何か』や東京裁判の「南京暴虐事件」に根拠もなく拡大増幅されたのである。ベイツ (ティンパーリー) について言えば1冊の著書の17頁と173頁で、全く矛盾することを平然と述べることによって、それは達成されたのである。ベイツは同書の冒頭17頁では南京全市で殺人が行われたといい、173頁では事件が起こったのは安全地帯の中だけである、その他の所は無人であったといっているのである。

以上の如く、世に言う「南京事件」なるものはなく、あるとすれば「南京安全地帯の事件」であり、その内容も疑わしいものが多く、殺人事件に至っては目撃された事件は正当な処刑1件(『南京安全地帯の記録』第185号の事件)だけであったのである。

南京安全地帯国際委員会がこのように根拠薄弱な事件を言い立て「安全地帯の記録」に集めたのはなぜであろうか。

委員会は中国人に働きかけて、日本兵の不法行為の事例や噂を報告させ、これを日本軍に抗議の文書として提出したのである。委員会の動機は何であったであろうか。委員会はこれによって安全地帯での主導権を握り、中国人を助けたという実績を残したかったのである。国際委員会を牛耳っていたのはアメリカ人宣教師たちであったので、彼らはそれによってその後の布教活動を有利にする意図であった、と筆者は推測する。

すなわち原初的南京事件は残留宣教師と日本軍との間に起こった争いであり、中国側と日本との争いの結果生まれたものではなかった、のである。

### 第三章 安全地帯, 国際委員会, 南京事件の消滅

国際委員会はこのように日本兵、日本軍当局を誹謗する噂を集め、それを流したので、日本軍は国際委員会をついに「難民を掌握し、害意ある宣伝をする」「害あって益なき存在」(\*1)、なので、その活動を掣肘し、抑止し、停止させることとした。



まず、日本軍の息のかかった自治委員会を中国人につくらせ、国際委員会と同じ業務を取り扱わせる事とした。更に国際委員会の重要な業務である食料の配分販売を一月十日よりこの自治委員会に専行させることとした。このことをある中国人は「委員会の効能を瓦解させる為だ」と評し（\*2）、委員会は猛烈な抵抗をしたのである。更に2月になって、日本軍は委員会の業務の基盤をなす安全地帯そのものを解消させる事とし、これを強行した。前述の如く委員会はこれに猛烈に抵抗したが、すでに住民の心も委員会から離反し、委員会の締め付けもはや住民には及ばなくなり、安全地帯を立ち去る住民はますます増加し、それにつれて委員会の力はどんどん低下して、ついに国際委員会は政治的な動きを諦めて、住民の救済活動だけに専念することとなり、名称も「国際救済委員会」と改め（\*3）、住民も日本軍誹謗の情報を委員会に提出しなくなり、南京事件もここに終焉することとなったのである。皮肉な言い方をすれば住民が南京市内に散らばることによって（委員会の統率力は弱まり）、南京事件は終わることになったのである。この間の委員会の感情の動揺を委員長ラーベの日記に見ることとしよう。

ラーベは南京市長が南京をさるにあたって、その行政権を国際委員会の委員長であったラーベに託すると「市長になったようだ」とも思い、また対抗馬の自治委員会ができ、それに業務を順次移管する要請を受け米販売の運転資金を譲るように養成されると、「こちらは、委員会には何一つ引き継ぐまい。粘れるだけ粘る」と記し、また米の販売を巡る日本側との争いや、また安全地帯の強制的な消滅に際しては「果てしない日本人との戦いに、挫けてしまいそう」と書きまた、「収容所の強制閉鎖にくる日本軍は人殺し部隊」、「かかる蛮行は世界に伝えたい」と憎悪をあらわにしている（\*4）。しかし国際委員会の業務はついになくなり、ラーベは委員長の職を解かれ、故国ドイツに帰って行くのである。

\*1：『南京虐殺研究の最前線』平成16年版、展転社、p82

\*2：『中国関係資料編』p117

\*3：『安全記録』p166

\*4：『ラーベ』p154、p218、222、223

『南京安全地帯の記録』はその開巻第一頁文書第一号において、国際委員会は自分たちが安全区の行政権（住居、食糧の配分権、警察権など）などを握っている現状を述べ、日本軍の了解を求めている。そしてその最後の文書第六十九号においては、その行政権を喪失した現状ではその名称を“Nanking International Relief Committee”（南京国際救済委員会）と二月十八日に変更することを決定したと述べており、この文書で『南京安全地帯の記録』は終わっているのである。

すなわち『南京安全地帯の記録』は安全区の行政権をめぐる日本軍と国際委員会との争いの歴史を記録したものであり、そこに述べられた日本軍兵士達の非行はこの争いを有利

に導く国際委員会の一つの手段であったのである。従ってそれは日中戦争の本質に根ざしたものでなく、日本軍兵士の基本的性格に根ざしたものでなかった。そしてそれは何よりも安全区の中の事件であったのである。

これを南京の事件に広げ、虐殺を主体とした日本軍の残虐性を示すものとしたのが中国政府の戦争宣伝であり、またアメリカ占領軍の占領政策の基本をなすものであった。そしてそれは以上述べた如く誤謬に基づく偏見であったのである。中国政府は口では日本との互惠平等の外交関係を述べながら、未だにこの南京事件に対する考えを、改めようとなし。そのような基本的な考えの基に、真の互惠平等の外交関係が構築できるものであろうか。

(以上訳文は拙著 『“南京安全地帯の記録” 完訳と研究』 展転社平成十六年による。)

以上

\_\_附録 原著に表れた人口数の記事 (序文のデータ・ベースより転写した)

1. 『南京安全地帯の記録』

頁	日付	記 事	人口 数千人
17	12.17	日本兵の秩序の回復がなければ、20万の住民から多数の餓死が出るのは不可避、と委員会	200
18	12.18	20万市民の苦難と欠乏...	200
20	12.18	委員会 22 人で中国人 20 万人を養う事は無理。と委員会。	200
48	12.21	南京市民 20 万のために次なる手段が必要	200
49	12.21	委員会が 20 万人を養う食糧は 1 週間分しかない	200
57	12.27	市民 20 万人を養う為の 2 万タンの食糧。	200
84	1.14	市の人口はおそらく 25 万から 30 万。	250 ~300
87	1.17	25 万人の需要を満すには 1 日千袋の米が必要。	250
90	1.19	この市の市民 25 万人が養われている。	250
90	1.18	25 万の住民に対しては在庫は豊富なのに食糧の放出が少ない、	250
93	1.19	25 万人の毎日の米の消費量は・・・2000 トン	250
95	1.22	国際委員会は中国市民 25 万人の福祉救済委員会だ。	250
97	1.22	25 万人の 1 日必要食糧は米 1600 袋。と委員会。	250
112	1.28	南京の難民 25 万人。	250
112	1.28	然し 15 万 7 千ドルでは今市内在住の 25 万人の困窮を救うには大したことはできません。	250
164	2.10	委員会のメモ：人口 25 万人には 1 日米 1600 袋が必要。	250

## 2. 『戦争とは何か』

22	12.24	我々には20万の避難民を養うだけの食糧しかない。	200
23	12.24	100万あった南京住民の内残留した20万人が避難できる場所。	200
62	1.10	約25万人がほとんどの安全地帯にいて、内10万人が国際委員会に食糧と避難所を依存している。	250

### 【引用文献目録】

(序文)

○ティンパーリ、1938 『戦争とは何か』 *What War Means - Japanese Terror in China*. London: Victor Gollanz Ltd., 1938.

○北村稔、2001 『「南京事件」の探究』 文春文庫 平成十三年

○東中野修道、2006 『南京事件 国民党極秘文書から読み解く』 草思社、平成十八年  
(第一章)

○速記録(日本語版) 極東国際軍事裁判速記録 昭和四十三年 雄松堂書店

○速記録(英文) Pritchard, R. John and Sonia Magbanua Zaide, ed. *Tokyo War Crimes Trial*. New York: Garland Publishing Inc, 1981.

○富澤繁信 『南京事件の核心』 展転社、平成十五年

○安全記録: 『南京安全区攷案』 徐淑希, *Documents of the Nanking Safety Zone*. Kelly & Walsh, 1939.  
重慶 国際問題研究所の援助により編纂

○ラーベ *The Diary of John Rabe* 『南京の真実』 講談社 1997

○ダーディン特電 インターネットで検索して確認済み

○戦史 『南京戦史』 偕行社 平成五年

○戦史資1: 『南京戦史資料集I』 偕行社、平成五年

○戦史資2: 『南京戦史資料集2』 偕行社、平成五年

○『証言・南京大虐殺』 中国・南京市文史資料研究会編 青木書店より翻訳書出版 1984

(第二章)

○アメリカ関係資料編 『南京事件資料集1 アメリカ関係資料編』 南京事件調査研究会編訳、一九九二、青木書店

○丹羽春喜『スマイス報告について』 大阪学院大学経済論集 平成七年八月

(第三章)

○中国関係資料編. 『南京事件資料集2 中国関係資料編』 南京事件調査研究会編訳、一九九二、青木書店

○『南京虐殺研究の最前線』 平成一六年版 南京特務機関報告二 第二回報告

